

青森県報

第三千八百七十一号

平成二十六年
七月二十二日
(火曜日)

目次

告 示

特定行為業務の登録.....	(高 齢 福 祉 保 険 課).....	一
障害福祉サービス事業者の指定.....	(障 害 福 祉 課).....	二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出.....	(同).....	二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退.....	(同).....	二
廃川敷地等の公示.....	(河 川 砂 防 課).....	二
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告.....	(県 民 生 活 文 化 課).....	三
肥料登録の有効期間の更新.....	(食 の 安 全 ・ 安 心 推 進 課).....	三
出先機関		
道路の位置の指定.....	(下 北 地 域 民 局).....	三
右 同.....	(同).....	四

告

示

青森県告示第五百七十七号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十六年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇〇二〇〇一 〇〇二〇〇二 〇〇二〇〇三 〇〇二〇〇四 〇〇二〇〇五	平成 二六・七・一	富士社会福祉会 富士社会福祉会 富士社会福祉会 富士社会福祉会 富士社会福祉会	弘前市三崎一大 弘前市三崎一大 弘前市三崎一大 弘前市三崎一大 弘前市三崎一大	老人保健施設 老人保健施設 老人保健施設 老人保健施設 老人保健施設	弘前市三崎一大 弘前市三崎一大 弘前市三崎一大 弘前市三崎一大 弘前市三崎一大	平成 二六・七・一	介護施設 介護施設 介護施設 介護施設 介護施設

青森県告示第五百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
特定非営利活動法人陽彩苑	八戸市大字河原木字高館六六一三〇	共同生活援助	グループホーム彩苑	八戸市大字河原木字小田上五の四一四五	平成二六・七一	
社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	居宅介護	訪問介護ラポール	五所川原市大字水野尾字懸樋二一九の三	"	
社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	重度訪問介護	訪問介護ラポール	五所川原市大字水野尾字懸樋二一九の三	"	
株式会社Online Seifun	青森市西滝二丁目二三の二	就労継続A型支援	就労継続A型事業所「わん・せるふ」	弘前市大字緑ヶ丘一丁目三の二	"	

青森県告示第五百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十六年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区 別	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	ピアノ薬局	八戸市大字白銀町字堀ノ外九の三	平成二六・四・一
変更後	アイセイ薬局白銀店		

青森県告示第五百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十六年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
一般社団法人青森県薬剤師会 会館八戸第一調剤薬局	八戸市馬場町一三	平成二六・二・二六
サカイ薬局西北	五所川原市字布屋町四一の六	二六・三・二七
しみず薬局	青森市浪岡大字浪岡字細田九一の八	二六・四・二〇
五所川原調剤薬局西北中央店	五所川原市字布屋町九の四	二六・五・二〇
平成薬局	弘前市大字城東中央四丁目一の九	二六・五・三三

青森県告示第五百八十一号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

二級河川 堤川水系横内川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十六年七月二十二日

三 廃川敷地等の位置

青森市妙見一丁目四八番二六地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

雑種地 三七・六一平方メートル

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十六年七月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はしかみ岳より未来へ

三 代表者の氏名

大江 昭男

四 主たる事務所の所在地

三戸郡階上町大字平内字上道一の一

五 定款に記載された目的

この法人は、階上町つせ交流センターを拠点に、町の魅力を発信する観光施設として、町内住民及び町外からの来訪者との交流や、地域特産物のブランド化の推進に関する事業、農業生産者の支援事業を行い、地域コミュニティの醸成と資源活用による地域活性化に寄与することを目的とする。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により平成二十六年七月八日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十六年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三六三号	肥料の種類 混合有機質 肥料	肥料の名称 りんご有機	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 四・〇 りん酸全量 四・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 片倉チッカリ ン株式会社 東京都千代田 区九段北一丁 目一三の五
----------------------	----------------------	----------------	---	----------------------------	---

出 先 機 関

下北地域県民局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

下北地域県民局長 武 田 志 郎

位 置	むつ市若生町二丁目一〇六二の二、二六五の二	延 長	六一・〇七メートル	幅 員	六・〇五メートル	指 定 年 月 日	平成 三・七 八
	六・四九メートル		六・一〇メートル				

下北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

下北地域県民局長 武 田 志 郎

位 置	むつ市金谷一丁目九八の五三、九八の五九、九八の六六、二六四の四、二六八の一	延 長	一四七・四八メートル	幅 員	六・〇五メートル	指 定 年 月 日	平成 三・七 八
-----	---------------------------------------	-----	------------	-----	----------	--------------	----------------

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目一
番七七号 東奥印刷株式会
社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭